

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考 慮 対 象 事 項	環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持に関する事 項	硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の 影響を抑えるための必要な対策を講じること
		水の汚れによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 c) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a・b) EADAS	● 水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が 近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策を 講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
		富栄養化による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水 地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響を抑えるための必要 な対策を講じること ● 生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること
		水の濁りによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 c) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a・b) EADAS	● 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止 策を講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
		溶存酸素量による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取 水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響を抑えるための 必要な対策を講じること ● 生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること
		水温による影響		a) 水道原水取水地点 b) 農業用水路の状況 c) 養殖場の流入経路の状況 d) さけますふ化場・養殖場	a) 市町村関係部局等からの聴取 b) 農林水産省HP c) 水産庁HP d) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～c) EADAS	● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること ● 水温の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣 にある場合は、水温による影響を抑えるための必要な対策を講じること

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案		道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成			
		環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集	
②	区分		収集すべき情報	情報の収集方法	
		大気質への影響	a) 北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント） b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 経済産業省HP / 北海道HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な対策を講じるとともに地域住民の健康、被害者を保護すること
		騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障 a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ●設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ●事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		悪臭による影響	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、悪臭の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		温泉への影響	a) 温泉の状況	a) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	●地熱開発にあたり、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
		重要な地形及び地質への影響	a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 環境省HP / 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること
		土地の安定性への影響	a) 土地分類基本図 b) 土地利用図 c) 現存植生図 d) 土地の形状が保持される性質の状況	a) 国土交通省HP b) 国土交通省国土地理院HP c) 環境省生物多様性センターHP d) 関係部局に聴取 a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b・c) EADAS	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること
		反射光による生活環境への影響	a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●事業地の周囲に植栽を施すことや、反射を抑えた仕様の資材を採用することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること
		影による影響	a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう施設の配置を検討すること

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

← 国基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 →

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 国内希少野生動物種の生息・生育への支障	a) IBA b) マリンIBA c) レッドリスト掲載種 d) 指定希少野生動植物種	a) 野鳥の会HP b) 野鳥の会HP c) 環境省HP / 北海道HP d) 環境省HP / 北海道HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～c) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>● 事業の実施に当たって、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>● 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>● 発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルート・集団繁殖地への設置を避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます増養殖への影響対策を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策や希少な動植物種の生息・生育環境への影響を考慮した対策を講じること</li> </ul>
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 国内希少野生植物種の生息・生育への支障	a) 巨樹・巨木林 b) レッドリスト掲載種 c) 指定希少野生動植物種 d) 自然環境保全基礎調査（植物）	a) 環境省HP b) 環境省HP / 北海道HP c) 環境省HP / 北海道HP d) 環境省HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a・b・d) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、当該区域の改変を避けた事業計画にすること（ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、保全に必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない）</li> <li>● 改変が避けられない場合、当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画とするなど、保全すべき植生に影響のない事業計画とすること</li> <li>● 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> </ul>
		地域を特徴づける生態系への影響		a) 史跡名勝天然記念物 b) KBA c) 生態系の保全上重要な自然環境の状況 d) すぐれた自然地域の要素（法や条例で指定された区域を除く） e) 北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原 f) 自然環境保全基礎調査（生態系）	a) 文化庁HP / 北海道教育委員会HP b) コンサベーションインターナショナル ジャパンHP c) 関係部局に聴取 d) 北海道HP e) 関係部局に聴取 f) 環境省HP a～f) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～c・f) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施に当たって、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>● 人類全体にとって特に重要な価値を有し、将来にわたり保全すべきとして指定されているため</li> <li>● 自然環境の基礎資料として様々な分野の調査結果が示されており、地域の自然的条件が把握できるため（※②-2 考慮対象区域として位置付ける場合は、調査結果が地図化されている項目の指定（調査名で対象の特化）が必要と考えます ～結果を地図化できない調査も含まれています）</li> </ul>



②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
	人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観への影響		a) 景観重要建造物 b) 景観重要樹木 c) 眺望の状況及び景観資源の分布状況	a) 国土交通省HP / 市町村HP b) 国土交通省HP / 市町村HP c) 関係部局に聴取 a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点からの眺望への影響回避とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●事業地が林地の場合、施設や付帯設備の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮するとともに、林地以外の植生では、それら構造物が遮蔽できず景観に与える影響が大きいことから、施設等設置は避けることが望ましい</li> <li>●施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること</li> <li>●事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場合、景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること</li> <li>●事業地が二次的な環境の場合は、周囲の景観に調和した植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
		主要な人と自然との触れ合いの活動 の場への影響		a) 自然との触れ合いの活動が一般的に行わ れる施設又は場の状態及び利用の状況 b) 身近な自然地域（環境緑地保護地区以 外)	a) 環境省HP / 北海道HP b) 北海道HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取 a) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>●事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
	その他北海道 が必要と判断 するもの	文化への影響		a) 記念保護樹木	a) 北海道HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●記念保護樹木が近隣に植生する場合、植生に影響を与えないための必要な対策を講じること
			a) 文化財	a) 文化庁HP / 北海道HP / 市町 村HP / 文化遺産オンラインHP / 文献 その他資料 / 科学的知見者や関係 部局等からの聴取 / EADAS	●重要文化財等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、文化財に影響を与えないための必要な対策を講じること	
	その他		a) 発電所に係る環境影響評価の手引き (第2～4章)	a) 経済産業省HP	●住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設等から1km以上離れていること	